

国保被保険者 つきの場合には必ず十日以内に届け出て下さい。④国保から社会保険に加入した時または社会保険を脱退した時(社会保険II健康、船保共済、日曜健康、特別国保)

2月のメモ

- 1日=保険税2月分納期(28日まで)
4日=市民かるた大会(10時長安寺)
5日=各地区公民館連絡協議会長会議(2時信用金庫)
6日=モーターボート第1節(8日まで)
11日=大村市制施行20周年記念日
12日=映写技術研修会(9時図書館)

大村市政だより

発行所 長崎県大村市250番地
大村市役所
印刷所 つじ印刷所
定価 一部五円

大村市の人口 (12月末現在)
12,321 世帯 (19)
55,821 人 (67)
男 26,788 (33)
女 29,033 (34)
増減 446 出生117 転入329
379 死亡28 転出351

箕島に待望の公衆電話

1月22日喜びの記念通話

箕島に農村公衆電話が設置されました。箕島は戸数十五戸で市街(下波戸)から海上約五・五キロメートル離れ、交通は通学児童の船便が主体で、一般市民は個々に船便を利用しており、市内でも不便な所でした。同部では昭和二十六年から電話設置の要望をなし、大村電報電話局においても離島無電話部解消に努めてまいりましたが、市では地元民の要望に



写真は記念通話
左=山口万作氏
右= 大村市長

知事、県議補欠選挙の補充選挙人名簿の登録

申請は6日~11日

補充選挙人名簿は選挙が行なわれる際、資格があつて基本選挙人名簿に登録もれになった人や、新しく登録資格があつた人を登録するために調製する名簿です。こんどの二月二十五日に執行される長崎県知事選挙および長崎県議会議員補充選挙に際し、補充選挙人名簿は、つぎの要領で調製いたしますので資格がある人は申請期間中にもれなく登録申請をしてください。

不在者投票の活用を

不在者投票は、つきにかかげるような事由により、投票日の当日投票所に行つて投票することができない選挙人のためにあらかじめ投票させようとする特別の制度です。

届かない人はすぐ申出を

以前から大村市に居住している人(昭和十六年十二月二十一日までに生まれた人)で、二月五日ごろまでに各世帯へ届くよう、町選管委員を

市民税の課税方法変る

このたびは地方税法の改正により、市税条例の一部が改正され、昭和三十七年度の市民税から適用されます。

求人案内

市内【男子】各種自動車運転手20名、45才日収四〇〇〇〜五〇〇〇円、助手20名日収九〇〇〇円、配達員(但し50cc以上乗用可能者)、真珠製核工15名30才日収三〇〇〇〜三五〇〇円、ガス充填工18名20才日収一〇〇〇円内外、その他熔接旋盤見習工などの求人あり

2月25日は
県知事選挙
県議会議員補欠選挙
の投票日

うえ、これらの事由に該当する場合はじゅうぶん活用して貴重な一票を行使いたしましう。
二月二十五日執行の長崎県知事選挙および長崎県議会議員補欠選挙における不在者投票はつぎの要領で取扱います。
不在者投票の取扱い
①県知事選挙
二月三十一日から二月二十四日まで
②県議補欠選挙
二月十日から二月二十四日まで

各種控除は申告が原則
控除の範囲を拡大
このたびは地方税法の改正により、市税条例の一部が改正され、昭和三十七年度の市民税から適用されます。
税額控除を拡大
従来は税額控除は扶養控除だけでしたが、青色専従者、事業専従者、障害者、老年者が「申告のしかた書きかた」等については、その際、くわしくお知らせすることになっておりますので、一人もれなく申告していただくようお願いいたします。(税務課)

市民税の課税方法変る
このたびは地方税法の改正により、市税条例の一部が改正され、昭和三十七年度の市民税から適用されます。
所得割は従来、総所得金額、退職所得金額、または山林所得金額の合算所得額に課税されておりましたが、所得税



投票用紙等の請求と投票時間
午前八時三十分から午後五時(土、日曜日を含む)
投票用紙等の請求
おおよび投票場所
大村市選挙管理委員会事務局

公明選挙で
明るい政治
投票用紙等の請求
おおよび投票場所
大村市選挙管理委員会事務局

6日・22日知事選挙立会演説会
長崎県知事選挙における立会演説会が、大村市ではつぎの日程により開催されることになりましたのでお知らせいたします。
二月六日午後六時三十分から竹松神社(体育館)
二月二十二日午後一時三十分から大村市公会堂(大村市中央公民館)

債権資産の申告
債権資産の所有者で申告該当事は一月十六日まで申告するようになっていますので、未申告のかたは急いで申告(昭和三十六年十二月二十日付市政だより参照)してください(税務課)

入場券 5日ごろ配布
届かない人はすぐ申出を
以前から大村市に居住している人(昭和十六年十二月二十一日までに生まれた人)で、二月五日ごろまでに各世帯へ届くよう、町選管委員を

不在者投票の活用を
不在者投票は、つきにかかげるような事由により、投票日の当日投票所に行つて投票することができない選挙人のためにあらかじめ投票させようとする特別の制度です。

不在者投票の活用を
不在者投票は、つきにかかげるような事由により、投票日の当日投票所に行つて投票することができない選挙人のためにあらかじめ投票させようとする特別の制度です。

不在者投票の活用を
不在者投票は、つきにかかげるような事由により、投票日の当日投票所に行つて投票することができない選挙人のためにあらかじめ投票させようとする特別の制度です。

不在者投票の活用を
不在者投票は、つきにかかげるような事由により、投票日の当日投票所に行つて投票することができない選挙人のためにあらかじめ投票させようとする特別の制度です。

不在者投票の活用を
不在者投票は、つきにかかげるような事由により、投票日の当日投票所に行つて投票することができない選挙人のためにあらかじめ投票させようとする特別の制度です。

